

大綱Ⅵ 個性輝く快適で魅力あるまちづくり

○ 目標

都市と自然がバランスよく共存し、美しい景観を有する個性あるまちづくりを推進するとともに、だれもが安全で快適に暮らせるよう、バリアフリーに配慮しながら都市基盤や生活基盤を整備します。また、効率的な土地利用を行うことにより、新市として一体的で個性あるまちづくりを推進します。

○ 大綱を構成する政策

政策13

魅力と暮らしやすさがあふれるまち（都市空間）

主管部：都市政策部

関連部：—

政策14

誰もが快適で住み続けたいまち（生活基盤）

主管部：都市政策部

関連部：総合政策部、総務部、市民生活部



政策13 魅力と暮らしやすさがあふれるまち(都市空間)

主管部 都市政策部

関連部 —

◆ 目指すべきまちの姿

- 自然とのバランスが取れた土地利用ができています
- 市民が愛着を持てる街並みになっている
- 市民の利便性が向上している

◆ 政策を実現するための施策

施策40 景観に配慮し地域特性を活かした土地利用を進めます（土地利用）

主管課：都市計画課

関連課：建築課、道路課

施策41 魅力にあふれた都市空間の形成を図ります（都市整備）

主管課：都市計画課

関連課：—

施策40 景観に配慮し地域特性を活かした土地利用を進めます（土地利用）

主管課 都市計画課

関連課 建築課、道路課

▶ 施策の現状

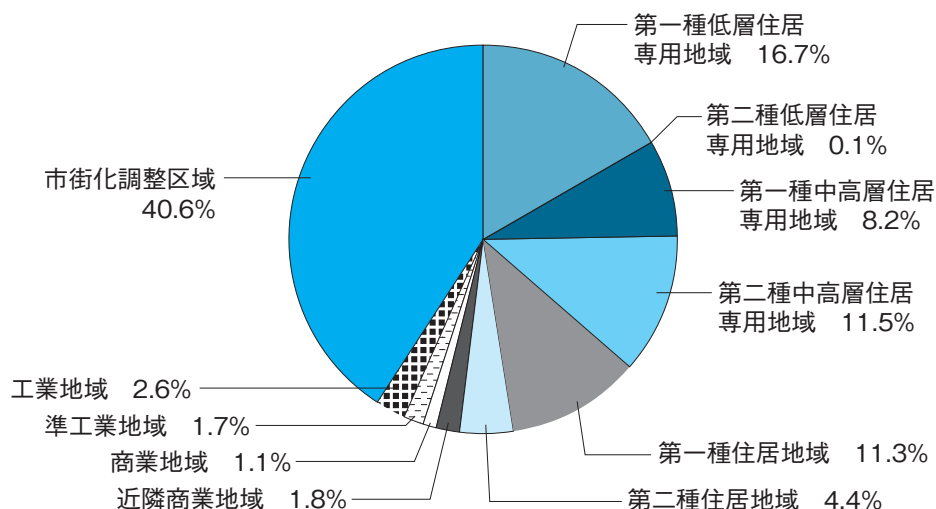
本市の土地利用については、総面積1,467haのうち、田が6.0%、畑が15.1%、宅地が43.0%、山林が2.7%などとなっています。市内全域が都市計画区域である本市は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域を区分し、また用途地域を定めています。地域ごとに抱える課題はさまざまであるものの、都市計画マスタープランなどに基づき、特に土地区画整理*施行地区や上野台団地・霞ヶ丘団地の建て替え地区では、地区計画*や準防火地域の指定を行うなど、計画的な土地利用を推進しています。

景観については、地区計画の活用により、良好な街並みや落ち着いた景観形成が、概ね図られています。また、適正な屋外広告物掲示に対しては、屋外広告物許可事務を通じ、事業者への啓発を進めています。

▶ 施策の課題

- 土地区画整理施行地区や上野台団地・霞ヶ丘団地の建て替え地区以外の地域では、それぞれの地域特性を十分把握した上で、地域ごとの課題を明確にして、個別計画を早期に策定していく必要があります。
- 市域全体の計画的な土地利用を推進するため、用途地域の一部見直しも必要となっています。
- 屋外広告物に対する事業者向けの詳細な啓発活動が必要です。
- 屋外広告物の安全管理が新たな課題です。
- いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思う生活環境を維持し、良好な街並みや美しい景観を作るためには市民の協働と事業者の理解が必要です。

都市計画用途地域面積の割合（平成24年）



資料：都市計画課

▶ 施策の目標

都市計画マスタープランに基づき、各地域が持つ特性を活かした適切な土地利用を誘導するとともに、地区計画*などを活用したまちづくりや環境と景観にも配慮した美しい街並みの形成を行います。

▶ 施策の展開

- 自然環境を活かしながら、市街地や農地が共生するまちづくりを基本に、バランスのとれた土地利用を推進します。
- 各地域が持つ特性を活かした適切な土地利用を誘導します。
- 必要に応じ用途地域を見直すなど、新しい時代に適応した土地利用を推進します。
- 市民との協働のもと、自然環境にも配慮した美しい街並みの形成を行います。
- 屋外広告物の適正化と安全管理について、事業者への啓発に努めます。また、引き続き違反簡易屋外広告の撤去を行います。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
都市計画事務	都市計画マスタープランを実践するための進捗管理を行います。
地区計画推進事業	地区計画の策定・管理・指導を行います。
建築確認申請及び許可認定事務	建築確認に関する事務を行うとともに、屋外広告物（民地）を掲出する際の許可事務を行います。
道路等占用許可事務	道路等の占用に関する事務を行うとともに、屋外広告物（道路等）を掲出する際の許可事務を行います。
道路等営繕保守事業	生活道路の維持・補修及び水路敷などの維持管理を進めるとともに、路上に放置された看板等の撤去作業を行います。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
地区計画箇所数	15地区	17地区	地域の特性を活かしたまちづくりの充実

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 良い景観づくりに協力しましょう。
- 屋外広告物は適正に掲示しましょう。



施策41 魅力にあふれた都市空間の形成を図ります（都市整備）

主管課 都市計画課

関連課 —

▶ 施策の現状

人が集い、活力あるまちの実現において、誰もが安心して快適に過ごせる居住空間の確保と都市基盤の整備へのニーズは今後も高いことが予想されます。

本市は、旧上福岡市と旧大井町という歴史やまちの成り立ちの異なる2つの都市が合併して誕生した経緯もあり、特性の大きく異なる2つの地域によって市街地が構成され、そうした中で良好な住環境の整備に向けた市街地再開発や都市整備が行われています。

上福岡駅東口駅前広場については、駅前交通の確保と歩行者の安全を図るための整備を進めています。また、上福岡駅東側は、上野台団地（UR）の建て替えにより、福岡中央公園の拡張と建物の高層化が図られ、ゆとりある居住空間となっています。

駒林土地区画整理*事業では、平成23年5月に換地処分*を行い、土地区画整理事業が完了しつつあります。

また、大井・苗間第一土地区画整理地区では、ショッピングモールと公園がリニューアルされ、にぎわいのある商業施設を中心とした居住空間となっています。

▶ 施策の課題

- 上福岡駅東口駅前広場整備は、駅前広場用地としてのスペース確保を周辺地域と協議しながら進め、全体整備を行う必要があります。
- 東武東上線東側の苗間地区については、「まちづくりプラン」を策定し、整備を行うことが必要です。



土地区画整理事業で整備された街なみ

▶ 施策の目標

都市拠点の整備・充実を図るために、市の玄関口である上福岡駅東口駅前広場の整備を進めるとともに、快適な住環境のさらなる整備を図ります。

▶ 施策の展開

- 上福岡駅周辺の利便性を向上します。
- 快適な居住環境の整備に努めます。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
東口駅前広場整備事業	上福岡駅東口駅前広場の整備を行うため、継続して用地確保に努めます。
上沢勝瀬通り線整備事業	地域整備構想の策定により、未整備となっている東武東上線東側の苗間地区整備について検討します。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
上福岡駅東口の駅前広場用地確保	1,400㎡	2,000㎡	上福岡駅東口の駅前広場の整備充実

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- まちづくりに関心を持ちましょう。



政策14 誰もが快適で住み続けたいまち（生活基盤）

主管部 都市政策部

関連部 総合政策部、総務部、市民生活部

◆ 目指すべきまちの姿

- 暮らしの基本となる良好な住環境が整っている
- 多くの人が憩いや交流の場として公園・緑地*を利用している
- 人や車などが、安全で円滑に行き交う道路となっている
- 利便性の高い公共交通を利用している
- 安全な水が安定的に供給されている
- 生活排水が適切に処理され、清らかな河川と衛生的な環境が確保されている

◆ 政策を実現するための施策

施策42 安全で快適な住環境の整備を進めます（住環境）

主管課：建築課

関連課：都市計画課、道路課

施策43 市民と地域に愛される公園・緑地づくりを進めます（公園・緑地）

主管課：都市計画課

関連課：—

施策44 安全に機能する道路交通体系の充実を図ります（道路）

主管課：道路課

関連課：都市計画課

施策45 市民生活の利便性を高める公共交通の充実を図ります（公共交通機関）

主管課：道路課

関連課：改革推進室、都市計画課

施策46 安全な水道水を供給します（水道）

主管課：上下水道課

関連課：危機管理防災課

施策47 快適で衛生的な生活環境のため公共下水道の整備や浸水対策を進めます（下水・浸水）

主管課：上下水道課

関連課：環境課、道路課

施策48 安全で快適な水辺空間の創出に努めます（河川）

主管課：道路課

関連課：上下水道課

施策42 安全で快適な住環境の整備を進めます（住環境）

主管課 建築課

関連課 都市計画課、道路課

▶ 施策の現状

安心で快適な生活を送るためには、個々の住宅が良質であることのみならず、住宅周辺や生活道路などを含む良好な住環境が形成されていることが不可欠であり、そうした環境が新たな居住者をもたらし、定住を促すことになります。

本市では、開発事業に際し、事業者に対して関係法令に基づく適切な指導を行い、安全で快適な住環境の確保に努めています。平成21年度は「長期優良住宅*の普及の促進に関する法律」に基づく長期優良住宅の認定制度、平成22年度は既存住宅耐震診断・改修補助金交付制度を施行し、安全性や環境負荷、バリアフリーなどに考慮した住まいづくりを促進してきました。しかし、既存住宅耐震診断・改修補助金交付制度については、利用件数は伸びつつあるものの、依然として、市民の住宅耐震改修への意識はあまり高くないのが現状です。

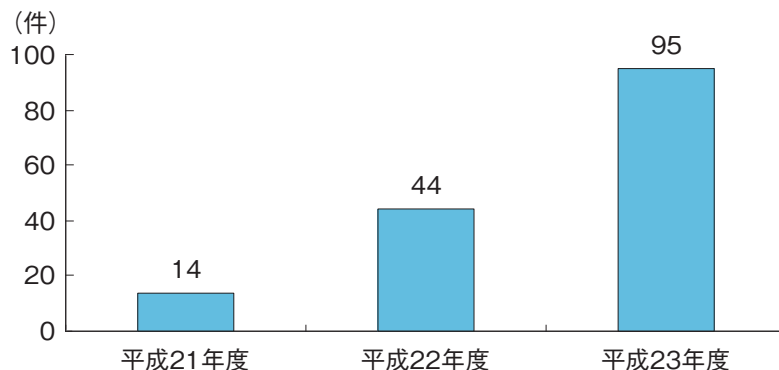
また、住宅に困窮する低所得の高齢・障がい者・母子世帯などに対し、市営住宅と特定目的借上公共賃貸住宅を139戸管理しています。

住宅周辺の生活道路に関して、上福岡駅周辺などの住宅密集地域では、緊急車両の進入・活動が困難な幅員の狭い道路が多く、生活の利便性や交通安全性、防災の面での問題が生じています。また、児童・生徒が利用する通学路での歩行空間の確保、バリアフリー化などは市民からの要望も多く、こうした要望やパトロール情報などにに基づき、順次、道路の維持・修繕を進めています。こうした中で、ボランティアで清掃美化活動を行う市民団体などを道路サポーターズ*として認定し、道路愛護意識の向上を図りながら、市民と行政が協力し、快適で美しく安全な道路環境づくりを推進しています。

▶ 施策の課題

- 住宅の耐震性に関する市民の関心を高めるとともに、安全性や耐久性、環境負荷、バリアフリーなどに考慮した住まいづくりを促す必要があります。
- 消防・救急活動のほか緊急時の避難・救助活動に支障をきたす市道については、計画的な拡幅整備の検討が必要です。
- 市民との協働による、道路環境の向上が求められます。

長期優良住宅*認定件数の推移



資料：建築課

▶ 施策の目標

既存住宅の耐震化を促進するとともに、安全で快適な住環境や生活に根ざした道路の整備を行います。

▶ 施策の展開

- 引き続き、既存住宅耐震診断・改修補助金交付制度を市民にPRします。
- 「中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」を市民・事業者へ周知し、それを運用します。
- 安全な道路づくりを行います。
- 市民との協働により、愛着が持てる道路づくりを行います。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
開発許可審査等事務	一定規模以上の開発行為について、事前協議や指導及び許可を行います。また、必要に応じて、公園や上下水道施設などの公共施設整備を義務付けます。
既存住宅耐震化促進事業	住宅の耐震診断・改修をする市民に補助金を交付します。
市営住宅等管理事業	市営住宅の管理や長期優良住宅の認定を行います。
建築紛争防止及び調整事務	条例により中高層建築物の建築による近隣紛争の防止・調整を行います。
道路橋りょう新設改良事業	道路整備計画を作成し、計画的に道路改良工事などを行います。
道路緑地*帯管理事業	上福岡駅西口駅前など、道路の景観を維持するとともに、快適な道路環境を保全します。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
耐震改修補助件数	1件	7件(※)	耐震化の促進
長期優良住宅*認定件数	95件	110件	長期優良住宅の普及促進

(※) 耐震促進計画の目標年度(平成27年度)を使用。

市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

- 住宅の耐震改修をしましょう。
- 自宅前の道路をきれいにしましょう。



施策43 市民と地域に愛される公園・緑地づくりを進めます（公園・緑地）

主管課 都市計画課

関連課 —

▶ 施策の現状

公園や緑地*は、うるおいやゆとりある生活空間を創出するとともに、市民の健康づくりや憩い、交流の場、また、災害時の避難場所や防災空間としても重要な役割を担っています。

市内には、都市公園が41か所、都市緑地が4か所、その他100を超える公園、緑地、緑道があるとともに、市街化区域内の農地を生産緑地として指定しており、緑豊かな都市空間が実現していると言えます。

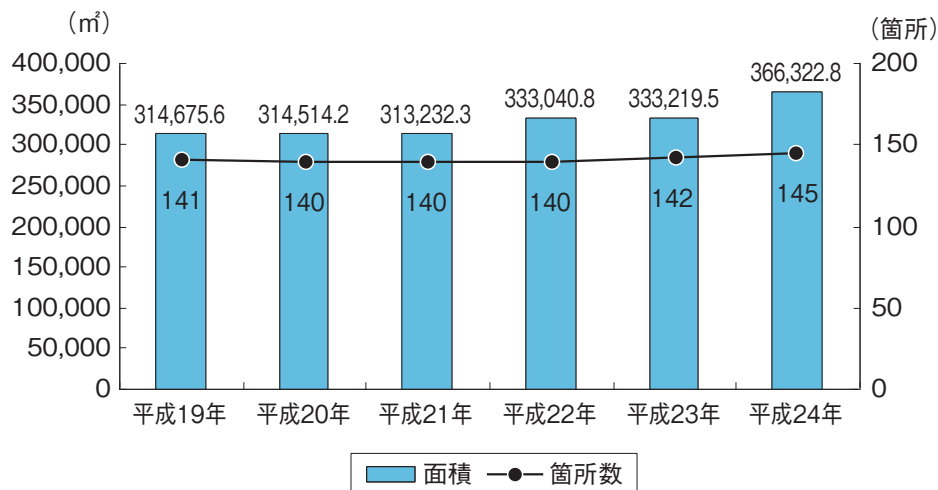
公園・緑地の整備にあたっては、緑の基本計画に基づき、規模や機能及び地域の状況、住民の要望などを考慮し、地域ごとにバランスのとれた配置・保全を計画的に進めています。

町会・自治会やボランティアメンバーが中心となった公園・緑地愛護会が、清掃・除草、花壇や樹木の手入れ、落ち葉掃きなどを定期的に行っており、地元の公園として愛される、地域と協働した公園・緑地づくりに取り組んでいます。

▶ 施策の課題

- 借地率が高い緑地の、将来にわたる保全が課題となっています。
- 子どもから高齢者まで、誰もが安全に利用できるよう、老朽化が進む公園の遊具や施設の維持管理の充実を図ることが課題です。
- 今後も市民との協働により、市民のニーズを反映しながら、地域に根ざした公園・緑地づくりが求められます。
- 市街地における緑化の推進が必要です。

公園面積及び箇所数の推移



資料：都市計画課（各年4月1日）

▶ 施策の目標

市民が親しみを持てるような良好な環境を形成するため、緑の基本計画に基づき、公園の配置・整備を計画的に進めるとともに、公園・緑地*の適正な維持管理を行います。

▶ 施策の展開

- 緑の基本計画に基づき、地域バランスに配慮した公園の整備と市街地の緑化などを推進します。
- 安全で快適な公園・緑地を維持します。
- 保存樹木や緑地保護地区*の指定を推進し、身近な緑地をさらに確保します。
- 地域住民による身近な公園・緑地の管理を進めます。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
開発許可審査等事務 【再掲】	一定規模以上の開発行為について、事前協議や指導及び許可を行います。 また、必要に応じて、公園や上下水道施設などの公共施設整備を義務付けます。
公園管理事業	公園の施設や遊具等の設置、修繕を行い、安全確保を図ります。
緑地管理事業	市内の豊かな緑地空間を確保するため、緑地保全のための管理を行います。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
公園・緑地箇所数	142箇所	155箇所	公園・緑地の充実
公園・緑地愛護会数	51団体	60団体	公園・緑地愛護会活動の充実

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 身近な公園・緑地の管理に協力しましょう。
- 公園遊具を大切に使いましょう。



施策44 安全に機能する道路交通体系の充実を図ります（道路）

主管課 道路課

関連課 都市計画課

▶ 施策の現状

本市における道路網は、国道254号、国道254号バイパスと県道5路線などから形成されています。また、関越自動車道三芳スマートインターチェンジなど、近隣市町と連携した広域道路との連結もなされており、市民の日常生活や経済活動を支えています。しかし、本市は南北に走る川越街道や鉄道沿いに都市が発展しているため、東西方向の交通動線に乏しく、多様で大量の自動車交通が南北方向に集中する構造的な問題が生じている状況です。その一つとして、上福岡駅南東側の県道の踏み切り付近も慢性的な渋滞が発生していたものの、踏み切り周辺の県道拡幅がほぼ完了したことにより、渋滞解消が図られています。

市内の都市計画道路は平成23年時点で、5割程度の整備状況となっています。都市計画道路の未整備部分は、道路交通体系の充実にとって大変重要な課題ですが、多額の費用と長期の時間が求められることから、整備の滞っている部分があるのが現状です。また、道路橋りょう新設改良事業についても、地域要望を取り入れつつ、安全・安心な道路整備に心がけ、工事を実施しているものの、地権者との交渉が捗らず、整備に遅れが生じています。

国道254号歩道拡幅事業及び亀久保交差点改良事業については、事業主体である埼玉県と協議・調整を行い、事業を進めています。

このほか、道路の耐震化については、車両の大型化・重量化などに対応するとともに、災害対策の観点からも、点検と危険箇所の把握を行っています。

▶ 施策の課題

- 安全で快適な道路環境の確保に向け、広域圏と連絡する国道や県道の整備・充実については、関係機関に対し、積極的な働きかけが求められます。
- 都市計画道路及び道路橋りょう新設改良事業では、計画的に整備することが必要です。
- 災害時に、安全かつ迅速に避難することができる避難路としての道路整備が必要です。

▶ 施策の目標

広域幹線道路の整備・改良や未整備の街路については、計画的な整備を進めるとともに、快適で安全な災害に強い道路空間づくりを進めます。

▶ 施策の展開

- 広域幹線道路の整備・改良を国や県に積極的に働きかけます。
- 市内幹線道路などを計画的に整備します。
- 渋滞箇所における交差点改良や道路・橋りょうの整備を進めます。
- 橋りょう点検を実施します。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
まちづくり推進事業 【再掲】	都市計画道路の整備をします。
道路橋りょう新設改良事業 【再掲】	道路整備計画を作成し、計画的に道路改良工事などを行います。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
都市計画道路整備率	54.7%	55.1%	市内幹線道路整備の充実

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 道路環境の整備に協力しましょう。



施策45 市民生活の利便性を高める公共交通の充実を図ります（公共交通機関）

主管課 道路課

関連課 改革推進室、都市計画課

▶ 施策の現状

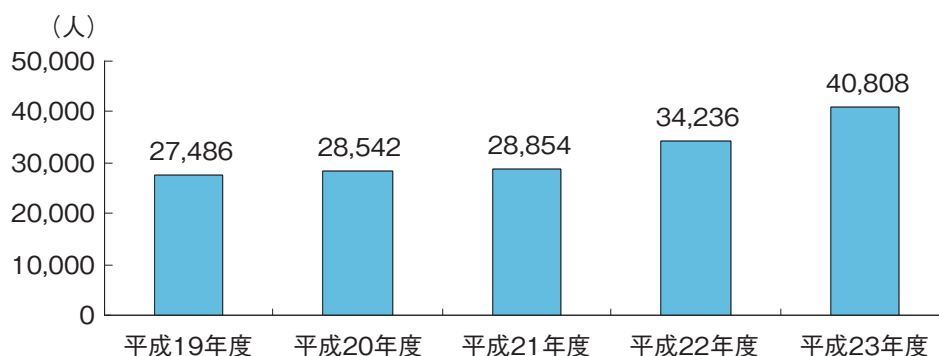
本市の広域公共交通は、東武東上線が運行しており、上福岡駅とふじみ野駅の2駅が利用されています。東武東上線はこれまで、地下鉄有楽町線と相互直通運転をしていましたが、これに加え地下鉄副都心線、さらには東急東横線・横浜高速みなとみらい線とも相互直通運転が始まったことにより、都心や横浜方面へのアクセスの向上がいつそう図られています。市は、東武東上線沿線の7市2町（ふじみ野市、和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、川越市、三芳町、川島町）が参画する「東武東上線改善対策協議会」にも参加しており、鉄道の利便性の向上や駅施設の改善・充実などを要望しています。

他方、市内公共交通は、上福岡駅とふじみ野駅を基点とした民間事業者によるバス路線が運行しています。また、平成22年からは、市内循環バスが市内全域に拡大され、両駅への乗り入れを開始したことから、乗客数は増加しており、通勤や通学、通院など市民の気軽な生活交通として利用されています。

▶ 施策の課題

● 地域の実情を踏まえた公共交通機関の充実に向けた検討が必要です。

市内循環バスの乗客数の推移



資料：道路課

▶ 施策の目標

市民や移動制約者の交通手段の確保を目的として、鉄道の利便性向上を働きかけるとともに、民間バス路線の充実及び市内循環バスの運行に努めます。

▶ 施策の展開

- 沿線市町や県などと連携し、東武鉄道に対し、東武東上線の複々線化の実現を引き続き働きかけていきます。
- 上福岡駅へのホームドア*の設置など、駅施設の改善を促進します。
- 現在運行している市内循環バスの老朽化にともない、民間バス路線の系統を踏まえてルートの見直しなどを検討します。
- 市内循環バスは市民のニーズを的確に把握した上で、運行目的により運行方式の変更や受益者負担を導入するなど、公共交通全体のネットワーク化が図れるよう併せて検討します。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
市内循環バス運営事業	移動制約者のための交通手段や、地域間にまたがる公共的施設への利便性の向上を図るため循環バスを運行します。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
市内循環バスの延べ乗客数	40,808人	45,000人	市内生活の利便性の向上

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用しましょう。



施策46 安全な水道水を供給します（水道）

主管課 上下水道課

関連課 危機管理防災課

▶ 施策の現状

近年、景気の低迷や節水意識の浸透、ミネラルウォーターの飲用など水に対する価値観やライフスタイルの多様化などを背景に、水道を取り巻く状況は大きく変化しています。しかし、健康で文化的な生活を送る上で、水は欠かすことのできない重要な社会基盤であるとともに、東日本大震災や自然災害の発生などにより、人命を預かるライフラインとしての重要性があらためて認識されています。

本市には、水源が10か所、浄水施設が2か所あり、水の安定供給を図っています。給水人口は増加しているものの、経済情勢の低迷や節水意識の高揚などから、給水量は減少しています。

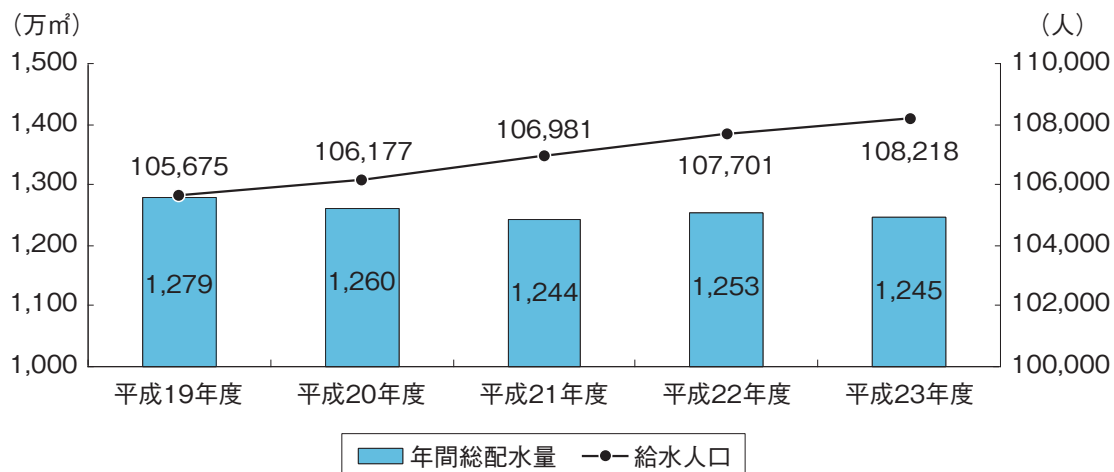
老朽化した水道管路の更新については、水道管路の総延長に対する石綿セメント管*の残存率が、平成20年度の8%から平成23年度には5.6%と2.4ポイント改善しています。また、浄水場施設の整備については、ふじみ野市水道事業基本計画に基づき実施しているものの、大井浄水場の第2配水池耐震補強工事については数年遅れている状況です。

水道料金の見直しについては、平成23年度に県水の受水費の改定に合わせて行う予定でしたが、県水の受水費の見直しが当分の間凍結されることになったため、改定は見送りになっています。しかし、今後も使用量の減少や節水が進んだ場合、料金収入の増収は見込めない状況にあり、大規模な施設更新事業・耐震事業の投資額に対して、経営を大きく圧迫する要因にも繋がると考えられます。

▶ 施策の課題

- 安定給水を確保するためには、水道施設・水道管の適切な維持管理による、合理的かつ効率的な経営が必要です。
- 震災等の非常時においても、被害を抑制し、断減水の影響を極力小さくするとともに、一定の給水を確保するため、水道施設の耐震化は急務の課題です。

上水道の状況の推移



資料：上下水道課

▶ 施策の目標

浄水施設や水道管路などの水道施設の維持管理を適正に行うとともに、災害時にも機能が保持できるよう、施設の耐震化を図り、市民に安全な水道水を継続的かつ安定的に供給します。

▶ 施策の展開

- 安全な水道水を効率的に供給します。
- 健全な上水道事業の運営を目指します。
- 災害時における市民の飲み水を確保する、飲料水兼用耐震貯水槽の適切な維持管理を行います。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
浄水場運転及び維持管理事業	安全な水道水を安定供給するため、施設の運転・維持管理を行います。
老朽管（石綿管）更新事業	老朽化した石綿セメント管*などの更新工事を実施します。
水道事業管理等事務	水道料金体系の見直しを行い、健全で効率的な事業運営を図ります。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
石綿セメント管残存率	5.6%	2.8%	石綿セメント管の更新

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 水を大切に使いましょう。
- 水道設備を適正に維持管理しましょう。



施策47 快適で衛生的な生活環境のため公共下水道の整備や浸水対策を進めます（下水・浸水）

主管課 上下水道課

関連課 環境課、道路課

▶ 施策の現状

本市の公共下水道は、荒川右岸流域下水道に接続し、新河岸川水循環センターできれいな水に処理された後、新河岸川に放流されています。市のほぼ全域をカバーする計画区域においては、公共下水道（汚水・雨水ともに）を計画的に実施し、分流方式で供用を開始しています。一部、雨水管を公共下水道整備前に使用していた一般下水道（生活雑排水）で代用する地域がある中で、近年は、ヒートアイランド現象による都市型集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風等の大雨で、雨水管で処理できる能力を超える流量の雨水が流入するなど、浸水被害が発生しています。

また、公共下水道（汚水）の整備がされていない区域では、合併処理浄化槽*や単独処理浄化槽、汲取式トイレが設置されており、し尿については入間東部地区衛生組合環境クリーンセンターで処理されているものの、単独処理浄化槽や汲取式トイレを使用している家庭から排出されている生活雑排水は適切に処理されないまま河川へ放出されている状況です。この生活排水の処理については、今後の方向性を決めるため、住民意識調査を平成23年に行いました。

公共下水道は、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上、浸水被害の防止など、快適な生活空間を保持する上で重要な役割を担っています。そのため、適切な維持管理を進めており、ポンプ施設の点検整備・不明水対策・福岡江川幹線・砂川堀幹線の維持管理などは計画的に実施しています。また、老朽化した施設の更新を合わせて進めています。

▶ 施策の課題

- 公共下水道（雨水）の幹線整備が進まなければ浸水被害が解消されないため、暫定整備（浸透施設、遊水池等の整備）の対策が必要です。
- 住民意識調査の結果を受けて、今後、市街化調整区域については、合併処理浄化槽処理区域の指定を含む抜本的な見直しを行い、公共下水道計画の全体的な見直しに合わせた検討が課題です。
- 浄化槽法が平成12年度に改正され、現在では単独処理浄化槽の設置が認められていないことから、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。
- 公共下水道管の寿命が50年程度とされていることを踏まえ、公共下水道施設の長寿命化計画の策定が必要となっています。

▶ 施策の目標

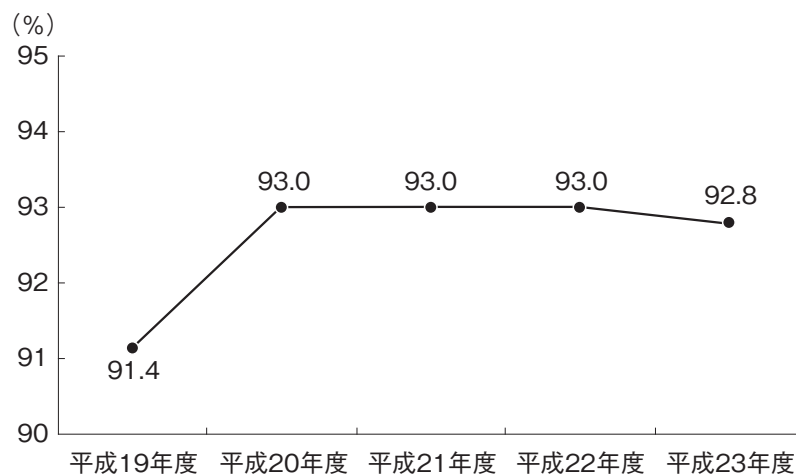
認可区域における公共下水道（污水）の整備を推進し、浸水被害を解消するため公共下水道（雨水）の整備を計画的に進めるとともに、災害時にも機能が保持できるよう施設の耐震化を図ります。

また、都市型水害*を防止するための貯留・浸透施設は、既存施設の維持管理と新設を進めながら、開発時における貯留施設や地下浸透施設の設置・維持管理に対する指導を行います。

▶ 施策の展開

- 市街化区域における公共下水道（污水）の整備を推進します。
- 公共下水道未整備地区については、地域特性に合った生活排水処理のあり方を検討した上で公共下水道（污水）整備計画を見直し、合併処理浄化槽*への転換を促進するため、補助制度を導入します。
- 都市型浸水被害を防止します。
- 公共下水道施設の耐震化計画・長寿命化計画を策定します。
- し尿処理施設（入間東部地区衛生組合）を適正に管理するとともに、将来的なあり方の検討を行います。

公共下水道普及率*の推移



資料：上下水道課

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
下水道施設整備事業	公共下水道認可区域内の汚水・雨水の施設を整備します。
下水道施設管理事業	公共下水道認可区域内に整備された汚水・雨水施設の維持管理を行います。
雨水関連事業	都市型浸水被害の対策としての雨水施設の整備・維持管理を行います。
入間東部地区衛生組合負担金(し尿処理分)【再掲】	本市、富士見市、三芳町で構成される入間東部地区衛生組合において、し尿の処理及び清掃に関する法律を規定する廃棄物の適正処置事業の運営費用に充てることを目的に負担金を交付します。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
公共下水道普及率*	92.8%	93.4%	公共下水道の普及
貯留浸透施設	41箇所	46箇所	浸水対策の充実
合併処理浄化槽*人口	2,342人	2,530人	合併処理浄化槽の普及

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 公共下水道の供用開始区域においては、早期に接続し、使用料金を納期に納めましょう。
- 雨水は宅外へ流出させないようにしましょう。



施策48 安全で快適な水辺空間の創出に努めます（河川）

主管課 道路課

関連課 上下水道課

▶ 施策の現状

河川などの水辺環境は、従来の利水・治水機能のみならず、環境意識の高まりにより、自然学習やレクリエーションなど、親水機能の活用場としても、その重要性は高まっています。

市内には、一級河川の新河岸川とそこへ流れ込む福岡江川や砂川堀があります。

新河岸川は、大雨が降ると洪水の危険性が高まるものの、河川改修が完了していない状況です。そのため、県の総合治水対策により流域の住民に対し、河川への雨水の流出抑制を行っています。

福岡江川は、上流はほとんどが暗渠*化され、江川緑道として整備されており、暗渠化されていない下流の水宮付近の川底には湧水群があります。この福岡江川の水辺空間は、貴重な動植物の生息地となっており、ミクリなどの水生植物やウグイなどの魚類、カワセミなどの鳥類などが見られています。また、砂川堀は流域下水道の雨水幹線で、河川沿いには東原親水公園が整備されています。

県では「清流の復活」と「安らぎとにぎわいの空間創出」の2つの柱で、平成20年度から「川の再生」に取り組んでいます。新河岸川は県の事業である「水辺再生100プラン*」により、一部の水辺空間が整備され、この整備をきっかけにして、市民による美化活動団体が結成されており、県、市と協働で河川の美化活動を行っています。

▶ 施策の課題

- 新河岸川の河川改修が完了するまでは、洪水の危険があるため、雨水の流出抑制は今後も継続する必要があります。
- 市民が親しみやすい水辺空間の創出に努め、河川の美化活動などを行う参加者を確保・増加させる必要があります。



水辺再生100プランにより整備された新河岸川沿いの遊歩道

▶ 施策の目標

新河岸川の河川改修を国や県に働きかけていくとともに、県が実施する「水辺再生100プラン*」からステップアップした「川のまるごと再生プロジェクト」などの取り組みに市民とともに参加するなど、緑と水にふれあえる水辺環境の創出を目指します。

▶ 施策の展開

- 引き続き、新河岸川の河川改修を国や県に働きかけるとともに、雨水流出対策を行います。
- 市民や関係団体などとの協働による水辺環境の維持管理を推進します。

▶ 主な事務事業

事務事業名	事業の概要
河川等管理事業	国、県に対して新河岸川などの改修促進を要望します。
河川敷地等管理団体制度推進事業【再掲】	認定団体が行う清掃などの美化活動に対する支援を行います。

▶ 主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
河川愛護団体（舟運・ふじみんの郷）加盟団体数	10団体	15団体	水辺愛護意識の向上

市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- 水辺の清掃活動などに積極的に参加しましょう。



